

## 令和8年度 非課税基準・所得控除等の適用に係る合計所得金額要件

要件等	金額
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	58万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額	58万円超 133万円以下
特定親族特別控除の対象となる親族(19歳~22歳)の合計所得金額	58万円超 123万円以下
勤労学生控除の合計所得金額	85万円以下
ひとり親に係る生計を一にする子の総所得金額等要件	58万円以下
障害者、未成年者、寡婦およびひとり親に対する個人住民税の非課税措置の合計所得金額要件	135万円以下
【非課税になる人】 均等割の非課税限度額の合計所得金額	同一生計配偶者および扶養親族がない人 28万円+10万円
	同一生計配偶者または扶養親族がある人 28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+10万円+17万円
【均等割のみ課税される人】 所得割の非課税限度額の総所得金額等	同一生計配偶者および扶養親族がない人 35万円+10万円
	同一生計配偶者または扶養親族がある人 35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+10万円+32万円